

# 介護事業所における 情報安全管理の手引き



令和7年度老人保健事業推進費等補助金  
「介護情報基盤の運用に向けた介護事業所における  
セキュリティ対策のための調査事業」

令和8年4月

## 目次

- 「介護事業所における情報安全管理の手引き」について …… P.1
- 介護事業所における情報安全管理 …… P.2
- 介護事業所における情報安全管理チェックリスト …… P.3-4
- 介護情報基盤について …… P.5
- 参考文献等 …… P.6



# 「介護事業所における情報安全管理の手引き」について

この「介護事業所における情報安全管理の手引き(以下「手引き）」は、介護事業所の職員、管理者、システム担当者、経営者などが、電子機器を使用する際に、個人情報や要配慮個人情報などが漏えいしないようにするための対策を解説しています。

必要な対策をまとめた手引きのチェックリストを活用し、介護現場における情報管理の徹底を図ってください。

対策の詳細や分かりにくい専門用語などは、解説編で確認してください。

## 個人情報とは

特定の個人を識別できる情報を指します。  
氏名、生年月日、住所、顔写真などが該当します。

## 要配慮個人情報とは

不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に注意して扱うべき個人情報を指します。  
病状や治療、障害などが該当します。

## 電子機器使用時以外の個人情報の取扱いについて

電子機器使用時以外においても、個人情報を適切に取扱う必要があります。

- ・利用目的を本人に明示して同意を取得した上で、個人情報を取得し、利用する
- ・本人の同意がない限り、第三者に対して個人情報を勝手に提供しないなどのルールを遵守する必要があります。

詳細は、以下の資料を参照ください。

### ◆厚生労働省

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」

### ◆個人情報保護委員会・厚生労働省

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A(事例集)

# 介護事業所における情報安全管理



介護事業所で扱う情報の多くは要配慮個人情報に該当し、特に慎重な安全管理が必要です。

手引きと解説書などを活用することで、職場における情報の安全管理を徹底し、情報漏えいやシステム障害などの防止を図ってください。

## 学習



- 手引きや解説書などで、情報安全管理を学習する。
- 入職者に対しても、情報安全管理を教育する。
- 必要に応じて、解説動画も活用する。



## 実践



- 使用する電子機器の横にチェックリストを備え、情報安全管理を実践する。
  - 安全な使用環境の確保**  
個人端末を業務に使用しない、紛失・盗難・き損を防止する、公衆無線LANは使用しない など
  - ログイン・ログオフの管理等**  
IDやパスワードを共用しない、パスワードを書いたメモを端末のそばに置いておかない など
  - 閲覧・入力・送信**  
業務外で個人情報を利用しない、離席時には端末にロックをかける、誤送信を防止する など
  - その他、注意事項**  
不審なメールは開かない、業務外でインターネットを利用しない など
- 適宜「解説書」を使って、チェックリストの各対策への理解を深める。



## 対策強化

- 各職場における安全管理措置等に関しては、「解説書」などを参考に、計画的に対策の強化を図る。



# 介護事業所における情報安全管理チェックリスト

本チェックリストは、介護現場の職員、管理者、システム担当者、経営者など、介護事業所で働くすべての人を対象としています。

職員は、本チェックリストを活用し情報安全管理の徹底を図るとともに、管理者、システム担当者、経営者は、職員が情報安全管理を徹底できるように、各種安全管理措置等を実施することが期待されます。

以下に示すチェック項目のうち、すべての対策を適切に行うことができていない方、事業所も多いかと思われますが、できていない項目について対策を進め、定期的に確認し、情報漏えい事故が生じないように、安全管理対策を進めていきましょう。

「チェック結果補足」欄は、各チェック結果について、現状対応できていない理由、対応できている範囲、今後の対応予定などを記載するのに利用してください。

チェック項目		チェック結果補足	解説書等
<b>1. 安全な使用環境の確保</b>			
<input type="checkbox"/>	原則、職員個人のスマートフォンやパソコンなどの端末で、個人情報を取り扱う業務は行わない、介護ソフトなどを利用していない。		「解説書」…P.5  「用語集」 ・無線LAN…P.21
<input type="checkbox"/>	個人情報を含む端末は、紛失や盗難、き損が生じないように人通りの少ない安全な場所で使用している。		
<input type="checkbox"/>	個人情報を含む端末を、管理者等からの許可なく事業所外に持ち出していない。		
<input type="checkbox"/>	事業所に職員がいなくなる時は、確実に施錠している。		
<input type="checkbox"/>	公衆無線LANを業務で使用していない。		
<b>2. ログイン・ログオフの管理等</b>			
<input type="checkbox"/>	パソコンやタブレット等の端末を起動する際は、自分専用のIDとパスワード、または生体認証を使ってログインしている。		「解説書」…P.6
<input type="checkbox"/>	他の人が簡単に見ることができる場所に、パスワードを書いたメモや付箋を置いていない。		
<b>3. 閲覧・入力・送信</b>			
<input type="checkbox"/>	利用時に覗き見されないように覗き見防止シート等を使用している。離席時は、端末にロックをかけている。		「解説書」…P.7 「端末ロック」… 一般的な端末ロックの方法は、 「Windows」キー＋ 「L」キー
<input type="checkbox"/>	個人情報は、正確な情報源から得た情報を正しく入力し、正確な内容で管理している。		
<input type="checkbox"/>	メールやFAXの宛先の確認を徹底し、送信ミスを防止している。		

# 介護事業所における情報安全管理チェックリスト

チェック項目		チェック 結果補足	解説書等
<b>3. 閲覧・入力・送信(続き)</b>			
<input type="checkbox"/>	誤送信を防ぐため、あらかじめ登録したアドレス帳を使っている。または組織外のアドレスに送る際、確認メッセージが表示されるよう設定している。		「解説書」…P.7
<input type="checkbox"/>	重要情報はパスワード保護した添付ファイルに記載している。		
<b>4. その他、注意事項</b>			
<input type="checkbox"/>	USBメモリ等の外部機器を、許可なく端末に接続していない。		「解説書」…P.8
<input type="checkbox"/>	知らない送信元や内容に不審な点があるメールの添付ファイルやURLリンクは開いていない、クリックしていない。		
<input type="checkbox"/>	業務用端末を使って、業務に関係のない目的でインターネットを使用していない。		
<b>5. 安全管理措置等(主に管理者・システム担当者向け)</b>			
<input type="checkbox"/>	【組織的安全管理措置】 個人情報保護指針や個人情報取扱規程等を作り、情報セキュリティ責任者を選任するなど、組織体制とルールを整備している。		「解説書」…P.9  「用語集」 ・セキュリティ インシデント…P.20 ・ベンダー…P.21
<input type="checkbox"/>	【人的安全管理措置】 入職時、派遣職員を含め、職員へ定期的に情報セキュリティ研修やインシデント発生時の対応訓練を行っている。		
<input type="checkbox"/>	【物理的安全管理措置】 電子機器がある部屋への入退室を管理し、不要な人が出入りしないよう対策を講じている。端末の持ち出しや持ち込みは、持ち出し記録簿で管理している。		
<input type="checkbox"/>	【技術的安全管理措置】 インターネットに接続するすべての電子端末には、必ずセキュリティソフトを使用している。また、定期的にOSやセキュリティソフトを更新し、常に最新の状態に保っている。		
<input type="checkbox"/>	【外的環境の把握】 情報セキュリティに関する最新の脅威や対策に関する情報を日頃から収集し、介護ソフトベンダー社等のセキュリティ対策を確認している。		
<input type="checkbox"/>	【委託先の監督】 システム運用やデータ処理などを外部業者に委託する場合は、その業者が適切なセキュリティ対策を行っているか確認して選定し、必要な契約書を交わすとともに、業務が適切に行われていることを定期的に確認している。		

# 介護情報基盤について

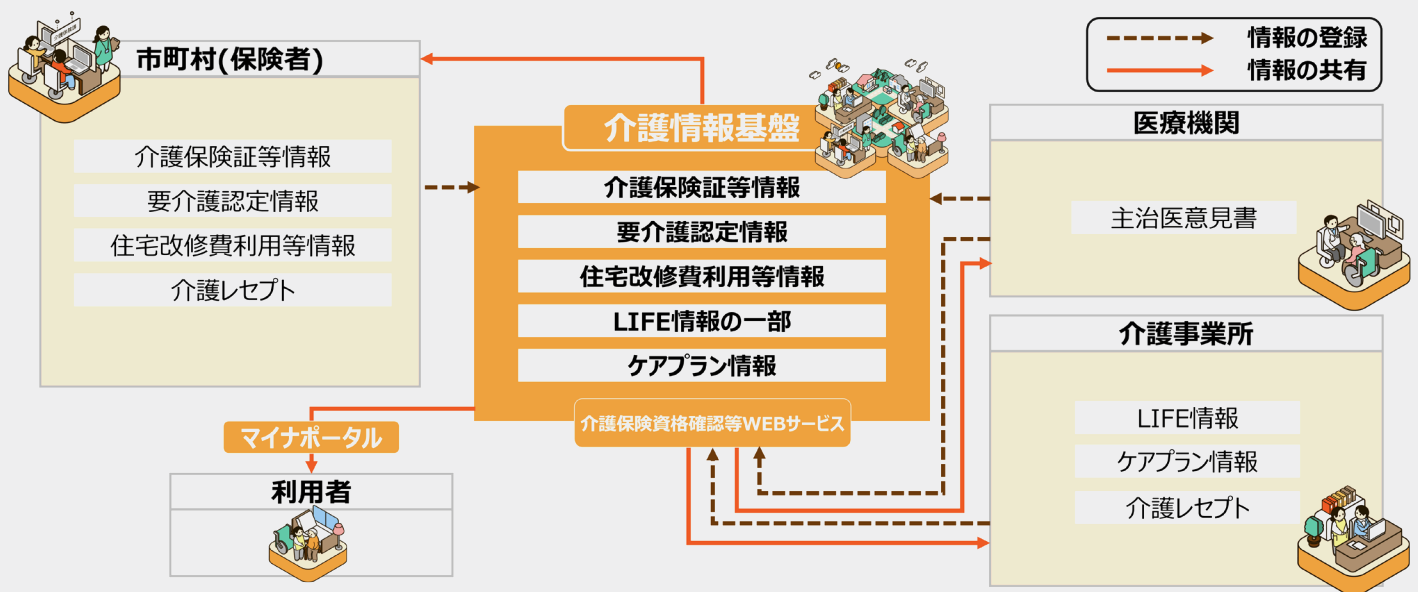
介護情報基盤とは、介護に関する情報をひとつに集約。介護に関わる方々を支えるための仕組みです。

利用者・市町村・介護事業所・医療機関の連携が深く強くなります。

複数のガイドラインに従って構築されているシステムとなるため、情報セキュリティが担保されています。

## 全体概念図

介護に関わる各システムの情報が、介護情報基盤に集まり、閲覧・登録・管理できるようになります。



## 介護事業所のみなさまが実現できること



### いつでも情報を確認

ケアマネジャーや介護事業所の職員が、要介護認定に必要な情報や、ケアプラン作成に必要な情報などをタイムリーに確認できます。



### やりとりの負担を軽減

給付に必要な情報をデジタル上で確認できるため、利用者や家族への確認や依頼、市町村(保険者)への問い合わせの負担が減ることが期待できます。



### 質の高いケア

介護に関する情報収集が効率化されることで、本来的な業務に集中できるようになり、利用者にさらに寄り添ったサービスを提供できます。

本頁は介護情報基盤ポータルサイトの情報を基に作成したものです。詳細は、以下を確認してください。

介護情報基盤ポータル <https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>

## 参考文献等

- 個人情報の保護に関する法律(平成 15年5月30日施行)
- 個人情報の適正な取扱いのための研修資料(個人情報保護委員会)
- 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成 29年4月14日通知、令和7年6月一部改訂)
- 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&A(事例集)(令和7年6月改正)
- 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版(令和5年5月)
- 地域医療情報連携ネットワークにおける同意取得方法の例について(事務連絡)(令和2年3月31日)
- 介護情報基盤ポータル

## 発行

令和7年度老人保健事業推進費等補助金

「介護情報基盤の運用に向けた介護事業所におけるセキュリティ対策のための調査事業」  
検討委員会

### ■ 委員長

公益社団法人 全国老人保健施設協会  
副会長 高橋 肇

### ■ 委員

■ 一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会  
医事コンピュータ部会 介護システム委員会 副委員長 石川 竜太

■ 国立長寿医療研究センター  
在宅医療・地域医療連携推進部 地域医療連携室長 大西 丈二

■ 社会福祉法人 奉優会  
理事長 香取 寛

■ 一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会  
医事コンピュータ部会 介護システム委員会 委員長 畠山 仁

### ■ 事務局

MS&ADインターリスク総研株式会社

※本手引きは、令和6年度 厚生労働科学研究費補助金

「介護事業所における情報の安全管理に関するガイドライン(案)作成のための調査研究」  
の研究班(代表 国立長寿医療研究センター三浦久幸)が発行した資料を基に作成したものです。